

地域づくり協議会の活動に対する支援について

財政面の支援

協議会設立前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費（消耗品・印刷製本費）、郵便料など町が直接負担
協議会設立後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【参考：小城市】 まちづくりプラン（計画）の実践にかかる費用を補助金として交付 ・ 【参考：佐賀市】 ○H23～H25…夢プランの実践にかかる費用を助成 ○H26以降…まちづくり協議会、公民館・地域連携協議会、まつり実行委員会へ交付していた助成金を統合し、地域コミュニティ活性化補助金として交付

人材面の支援・町職員の関わり

協議会設立前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくり協議会設立準備委員会、まちづくりワークショップ等へのコーディネーター（ファシリテーター）の派遣 ・ 企画財政課職員による文書作成等の支援、地域づくり協議会設立準備会・まちづくりワークショップ等への参加 ・ 地区在住職員等のまちづくりワークショップへの自主的な参加を推進
協議会設立後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画財政課職員の協議会役員会等への参加